

隣保館だより

編集 下榎隣保館

〒689-4526 日野町下榎157番地1

電話：72-1191 (FAX 兼)

E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp

「第41回新春囲碁・将棋大会」開催

1月6日、老人憩の家で、新春恒例の囲碁将棋大会を開きました。

今回は、町外からの参加者が増え、囲碁・将棋あわせて23人(うち、日南町・江府町から10人、地区外から1人参加)が参加しました。初参加者も4人あり、本大会の目的である下榎地区住民と他地域の参加者との交流が図られました。中田隣保館長の激励のあいさつの後、囲碁の部・将棋の部に分かれて対局を開始。駒の音、碁石を置く音が会場に響き渡る中、熱戦が繰り広げられました。各クラスの優勝者には、賞状とトロフィーが贈られました。

◆優勝者は次の皆さんです。

【将棋の部】 竹本 悟さん(日南町)

【囲碁の部・上級】 加藤泰利さん(根雨)

【囲碁の部・初級】 前川仁三夫さん(江府町)
おめでとございました。



▲左から竹本さん、前川さん、加藤さん

「第15回 全国女性職員研修会」に参加して

下榎隣保館指導員 中原千鶴

1月25日と26日の2日間、和歌山県白浜町で開催された研修会に参加しました。

一日目の全体会では、『部落差別解消推進法』施行から一年、それぞれの思いをテーマにシンポジウムが開かれました。はじめに、パネラーの藤本さんから「部落差別解消推進法案」の策定経過の説明が行われました。

当時、「地対財特法」(*)が期限切れとなり、同法案は一定の成果を上げたとはいえ、根強い偏見や差別事件など課題も多く残り、部落差別は依然として厳しい現実として存在していることが明らかでした。そこで、新たな人権救済機関としての「人権擁護法案」が国会に提出されましたが廃案に。加えて、「人権侵害救済法案」も審議が完了せず廃案となった中、「人権課題可決に向けた和歌山県民集会 人権フォーラム」が東京で開催されました。

同フォーラムの記念講演で、当時自民党政務調査会長だった稲田朋美衆議院議員が、「党の方針は、人権擁護法案という包括的な一般法をつくるのではなく、個別法で解決していこうというものである」と発言し、全会一致で決議書を採択。その後も継続的に国会議員への要請活動を行うなど、法制定の必要性を強く訴えたことが「部落差別解消推進法制定へのきっかけの一つとなりました。

しかし、藤本さんは、「国において具体的な施策が示されていない。国は口も出さないが、金も出さない。この法律は地方に投げかけられ

<感想>

分科会での報告は、とてもショックな内容でした。子どもたちが逃げてきた時、居場所となるのが隣保館の使命。どれだけ寄り添った場所となれるのか。この言葉の重さをしっかりと受け止め、今後の活動に生かしていきたいと思います。

た」と発言。

全隣協の川崎会長も、「啓発ポスターの作成や掲示など、まず知ってもらうための情報発信が大事である。部落差別はまだ厳しいのか、解消に向かっているのか、部落問題の現状を住民が判断するための正確な情報のデータ化が重要である」と訴えました。

二日目の分科会では、望月解放子ども会による「いのちの駅伝～たすきをつないで～」に参加しました。

「いのちの駅伝」とは、1997年、子ども会の先輩である高校生がいじめの事実を記した遺書を残して自死したことから始まります。この活動には、子ども会員が立ち上がり、すべての命が大切にされ、誰もが安心して暮らせる社会になることを地域に発信していこうとの願いが込められています。そして、活動を積み重ねる中で賛同者が次第に増え、21年間も続いています。

意見交換会では、10年前にこの事件を発表した際、参加者から「いじめや差別の勉強をしてきたのに、自死するのは弱いからではないか」との声が上がった一方、「いじめや差別を受けたとき、逃げてもいいんだよ」「いじめや差別を受けた側の心に受けた傷は深く、親に心配をかけたくないと周りの人には言えないのが現状である」といった意見も出されました。

(*)「地対財特法」：「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

3月の行事予定

- ◆健康教室 日時：3月14日(水) 午前10時～午前11時30分 / 場所：老人憩の家 / 講師：高橋伸也さん
- ◆生け花(草月流) 日時：3月17日(土) 午後1時30分～午後4時 / 場所：下榎集会所 / 講師：生田清子さん
- ◆よってみよい家 日時：3月28日(水) 午前10時～午前11時30分 / 場所：老人憩の家
※内容は検討中です。

※参加申し込みなど詳しくは、下榎隣保館までお問い合わせください。皆さんの参加をお待ちしています！

農業委員会だより No.67

非農地通知について

農業委員会では、農地パトロールを実施し、耕作されておらず原野化した農地を非農地化する取り組みを行っています。該当する農地の所有者には随時通知する予定ですので、ご協力をお願いします。

中山間地域直接支払対象集落との意見交換会について

農業委員会では、中山間地域直接支払の対象集落に出かけて行き、集落の抱える問題について聞き取りを行っています。今後は、対象集落の役員の皆さんと相談しながら、聞き取りを進めていく予定ですので、ご協力をお願いします。

▶意見交換会の様子



農地を相続したときは農業委員会への届け出が必要です

家族が亡くなり農地を相続した場合は、農地法により届け出が必要です。相続登記完了後、農業委員会に届け出てください。なお、届け出書類は農業委員会事務局にあります。

ご存じですか？ 農業者年金

農業者年金は、農業に従事する人の老後をサポートする年金です。

<農業者年金の特長>

1. 農業に従事している人で下記の要件を満たす農業者なら誰でも加入できます。
20歳以上60歳未満の人で、国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している人なら誰でも加入できます。配偶者や後継者などの家族農業従事者でも加入できます。
2. 「積立式」の年金制度です。さらに、保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
3. 保険料は一口・月2万円から最大6万7千円まで自由に選べます。途中で金額の変更も可能です。
4. 税制面で大きな優遇措置があります。
 - ・支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。
 - ・将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます（65歳以上の人は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます）。

【問合せ先】 町農業委員会（電話 72-2103）または JA 日野支所 組合員課（電話 72-0305）

農地ナビを活用しよう！

全国の農地の情報をインターネット上で公開しています。パソコン、スマートフォンどちらでも閲覧できます。詳しくは、「農地ナビ」で検索しましょう。

全国農地ナビの
ホームページアドレスはこちら
<https://www.alis-ac.jp>

